

松浪地区まちぢから協議会 定期総会次第

日時 平成28年5月18日(水)午前9時30分～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

茅ヶ崎市消防団第12分団からの報告について

1 開会 (副会長)

2 総会の定足数報告

3 会長あいさつ

4 議長の選任について (副会長)

5 議事

(1) 議事録署名人の選任

(2) 議案第1号 平成27年度松浪地区まちぢから協議会決算報告(P1)

(3) 議案第2号 平成27年度松浪自治会館決算報告(P2)

(4) 議案第3号 平成27年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務事業報告(P3～4)

議案第4号 平成27年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務決算報告(P5～8)

(5) 議案第 5 号 監査報告 (P1, P2, P7, P9)

(6) 議案第 6 号 松浪地区まちぢから協議会規約の改正について (P10-29)

(7) 議案第 7 号 平成 28 年度松浪地区まちぢから協議会公募及び推薦委員について (P30~31)

(8) 議案第 8 号 平成 28 年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について (P32)

(9) 議案第 9 号 松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について (P33)

(10) 議題第 10 号 平成 28 年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 (P34~35)

議案第 11 号 平成 28 年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案 (P36)

(11) 議案第 12 号 平成 28 年度 松浪自治会館収支予算案 (P2)

(12) 議案第 13 号 平成 28 年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案 (P37~38)

議案第 14 号 平成 28 年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案 (P39~40)

(13) その他

6 閉会 (副会長)

平成27年度 松浪地区まちぢから協議会 決算報告

平成27年4月1日～平成28年3月31日 (単位:円)

収入			支出		
項目	予算	決算	項目	予算	決算
繰越金	308,432	308,432	会議費	80,000	46,710
現金	210,251	210,251	事務費	20,000	3,881
普通預金	98,181	98,181	事業費	650,000	1,272,781
補助金	440,000	484,080	市民集会		16,528
地区自治会連合会等		100,000	松浪朝市		82,998
地区防災訓練		240,000	賀詞交歓会		10,067
地域コミュニケーション活動		100,000	防災対策部会		451,794
団体設置運営費		44,080	市民安全部会		64,545
県ぐらし安全交通課		362,640	自治会長部会		11,148
分担金	0	752,924	コミカフェ部会		650
雑収入		632,894	地域コミュニケーション活動		102,311
盆踊り模擬店売上高		70,000	盆踊り模擬店経費		532,740
朝市懇親会		50,000	助成費	76,660	77,180
松浪コミセンより研修費		30	松浪小区青推協		51,120
県土木事務より過払い金		172	縁が浜小区推進協		10,710
受取利息		125	汐見台小区推進協		15,350
			渉外費	30,000	23,000
			研修費	100,000	10,000
			通信費	10,000	0
			慶弔費	30,000	0
			役員費	30,000	30,000
			雑費	5,000	1,296
			予備費	79,537	0
合計	1,111,197	1,910,328	合計	1,111,197	1,464,848
決算収入	1,910,328	1,464,848	現金		
			普通預金		
			繰越金内訳		
			現金	2,738	
			盆踊り収益	100,154	
			前年度準備金	624,897	
			27年度盆踊り模擬店準備金		725,051

議決第1号



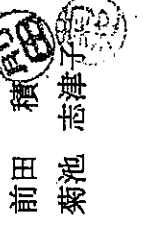
会長 植松 伸廣
 会計 大類 ひさ枝
 教 松井 教

松浪地区まちぢから協議会

平成28年5月10日

以上の通り報告いたします。

監査の結果、適正且つ正確に処理されていることを証明いたします。



監査 前田 積
 監査 菊池 志津子

平成27年度 松浪自治会館 決算報告

平成27年4月1日～平成28年3月31日

平成27年度 決算				平成28年度 予算	
収 入				収 入	
項 目	予 算	決 算	摘 要	予 算	摘 要
繰越金	444,175	444,175	現金(93,768) 普通預金(350,407)	506,150	現金(15,211) 普通預金(490,939)
会館使用料	1,150,000	1,128,600	12ヶ月(3月分～2月分)	1,128,600	12ヶ月(3月分～2月分)
受取利息	50	52	普通預金利息	52	普通預金利息
雑収入	0	0			
合 計	1,594,225	1,572,827		1,634,802	
支 出				支 出	
項 目	予 算	決 算	摘 要	予 算	摘 要
管理費	190,000	190,000	12ヶ月白井総合企画、会計手当	190,000	白井総合企画へ
電気料金	400,000	349,798	12ヶ月(3月分～2月分)	400,000	
ガス料金	15,000	11,152	12ヶ月(4月分～3月分)	15,000	
上下水道料金	20,000	17,178	27年2・3月分～27年12・28年1月分	20,000	
事務費	5,000	250	使用申込書、退出時確認 印刷	5,000	
ダスキン	10,000	9,072	12ヶ月(4月分～3月分)	10,000	
消耗品費	10,000	4,716	トレットペーパー・電球型蛍光灯	10,000	
保険料	60,000	53,480	平成27年10月～平成32年10月	60,000	第2回目支払 FIG株式会社
消防用設備点検費	36,000	35,640	消火器、火災警報器	36,000	年2回実施
備品費	200,000	64,119	スリッパ100足・スノコ・スリッパラック	200,000	
修繕費	150,000	167,760	非常照明・障子張替・雨漏り改修	200,000	
修繕積立金	300,000	150,000	4/14定期貯金	300,000	定期貯金へ
雑費	20,000	13,512	会館屋内清掃費、振込手数料	20,000	会館屋内清掃費、振込手数料
予備費	28,225	0		168,802	
合 計	1,444,225	1,066,677		1,634,802	

決算収入	決算支出	次期繰越金	繰越金内訳		定期預金残高
1,572,827	1,066,677	506,150	現金	普通預金	150,000
			15,211	490,939	

平成28年4月9日

監査の結果、適正且つ正確に処理されている事を
証明いたします。

監査 前田 積

監査 菊池 志津子

平成28年4月9日

以上の通り報告致します

松浪地区まちぢから協議会

会長 植松 伸樹

会計 松井 教

会計 大類 ひさ枝

平成27年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告

1 管理運営業務の実施状況

- 平成27年4月オープンという事で、まず始めに事務員9名の給与システムを構築した。(色分けして誰が見てもすぐわかるように工夫してある。)
- コミセンのシンボルマークを作り、旗、スタッフジャンパー、Tシャツ(夏用)、シールを作成した。
- 毎月一回休館日に事務員と役員が参加してコミセン連絡会を開催し、問題点の洗い出しを行っている。
- コミセンだよりを毎月一回発行して他のコミセンにも配布している。
- コミセンだより、掲示板、コミセンのホームページ、まつなみだより、まちぢからホームページなどで広報を積極的に行っている。
- 業務に不都合がある場合、コミセンの運用ルールの見直しを行って、地域にあった運用を心掛けている。
- フリースペースでのコンサートなど、小さなイベントを時々開催して、イベントのノウハウを蓄積している。(イベント時のコミカフェの活用など)
- コミカフェの責任者会議、全体会議を適宜開催して、コミカフェの売上向上や安全運営を常に確認、検討している。

2 利用状況(利用者数、利用拒否等の件数・理由等、実施事業報告等)

- 利用状況は別紙参照
(月別利用団体数 男女別利用数 子どもの家利用状況 フリースペース利用状況
コミカフェの売上と原価)
- 利用拒否などの発生は無かった。
- 実施事業報告
 - ・皆で歌う会をフリースペースで開催(10月、12月、2月)
10月は初めてのコミセンイベントとしてテスト的に開催したが、60人もの参加者があり大盛況だった。
12月には歌う会と共にクリスマスイベントとして混声合唱を披露した。
 - ・ミニコンサートをフリースペースで開催した。
ピアノとバイオリンによるミニコンサートを開催した。
 - ・イベントの時はコミカフェの売上が上がるように工夫している。
 - ・開館一周年や子どもの日にポップコーンの無料サービスを行った。
 - ・シーズンに合わせて館内の飾りつけを工夫している。
- コミカフェでは開館日のランチとして2種類のカレーライスを準備しており、さらに火、木、土にはプレートランチを500円で提供している。

3 利用者からの意見聴取の状況

- ・中学生が夜遅くまでたまっていることがあり、勉強や小声で話すのはよいのですが、大声で話したり大音量で音楽をかけたりして迷惑な事がある。
- ・フリースペースのコピー機のファンの音がうるさいので移動して欲しい。
- ・落ち着いて勉強できるスペースを考えてほしい。

・市街の人が多くても利用可能にして欲しい。(2件)

4 その他(管理の実態を把握するために必要な事項、次年度の管理運営に向けた展望等)

○毎月の休館日に開催している「コミセン連絡会」の議題や問題点の集約資料、議事録、開館日に事務員が気が付いたことを記入している連絡帳などで管理の実態が把握できる。

○一年間手探りで運営を続けてきたが、事務員も慣れてきたし、運営ルールも確立されてきて軌道に乗ってきたと思われるので、二年目は地元住民と協力して2階フロアに松浪ギャラリーを開設したり、地元密着イベントを考えて『みんなのコミセン』をさらに強調したいと考えている。

決算書

平成28年 5月14日

1ページ

平成27年度

松浪コミュニティセンター

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

(単位：円)

収入の部	予算額(A)	決算額(B)	予算差異(A-B)	摘要
前年度繰越金	-269,878	-269,878	0	
委託金	20,946,000	20,631,040	314,960	
松浪コミセン	17,960,000	17,645,040	314,960	平成27年度管理運営業務
上半期委託金	10,006,000	10,006,000	0	
下半期委託金	7,954,000	7,639,040	314,960	
子どもの家	2,986,000	2,986,000	0	平成27年度管理運営業務
上半期委託金	1,493,000	1,493,000	0	
下半期委託金	1,493,000	1,493,000	0	
雑入	0	469,340	-469,340	
印刷機使用料金	0	285,550	-285,550	平成27年4月～平成28年3月分 白黒・カラー印刷
ピアノ使用料金	0	32,400	-32,400	1回300円
カラオケ使用料金	0	90,000	-90,000	1回1,000円
コピー機使用料金	0	61,390	-61,390	白黒コピー・カラーコピー
売上	5,587,000	4,632,670	954,330	コミカフェ売上金額
受取利息	0	876	-876	
コミセン費用負担按分戻り金	0	621,072	-621,072	電気料金・水道料金・委託清掃、 管理、保守点検料金
その他	0	43,138	-43,138	26年度3月分電気料金戻り額
【収入合計】	26,263,122	26,128,258	134,864	
支出の部	予算額(A)	決算額(B)	予算差異(A-B)	摘要
人件費	7,190,720	7,262,480	-71,760	事務職員9名分、1ヶ月1人 88,000円以下
松浪コミセン	4,782,160	4,853,920	-71,760	
子どもの家	2,408,560	2,408,560	0	
管理者手当	720,000	720,000	0	松浪地区まちぢから協議会役員7名
法定福利費	82,693	7,435	75,258	
松浪コミセン	54,994	209	54,785	
雇用保険料	40,648	0	40,648	
労災保険料	14,346	209	14,137	
子どもの家	27,699	7,226	20,473	
雇用保険料	20,473	0	20,473	
労災保険料	7,226	7,226	0	
施設賠償責任保険	39,801	38,050	1,751	火災保険33,050円・コミカフェ賠償責任5,000円
松浪コミセン	38,050	36,299	1,751	
子どもの家	1,751	1,751	0	
運営活動費	90,000	176,601	-86,601	
自主事業費	512,180	274,333	237,847	
システム予約トナー代	50,000	78,122	-28,122	
消耗品費	1,282,133	2,565,542	-1,283,409	
松浪コミセン	1,213,688	2,465,773	-1,252,085	備品費を消耗品費へ 862,637円
子どもの家	68,445	99,769	-31,324	備品費を消耗品費へ 84,906円
備品費	0	0	0	
松浪コミセン	0	0	0	
子どもの家	0	0	0	
光熱水費	2,443,280	2,688,752	-245,472	
松浪コミセン	2,303,519	2,548,991	-245,472	
LPGガス	15,600	41,281	-25,681	株)フジプロ
電気料金	2,122,919	2,343,013	-220,094	

決算書

平成28年 5月14日
2ページ

平成27年度
松浪コミュニティセンター

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

(単位：円)

支出の部	予算額(A)	決算額(B)	予算差異(A-B)	摘要
水道料金	165,000	164,697	303	
子どもの家	139,761	139,761	0	
LPGガス	3,000	3,000	0	
電気料金	126,761	126,761	0	
水道料金	10,000	10,000	0	
通信運搬費	658,472	396,786	261,686	
NTT	343,652	81,966	261,686	電話料金(87)8855 電話FAX(87)8899 @¥28,620×11ヶ月
カラオケ通信	314,820	314,820	0	
修繕費	205,000	8,802	196,198	
松浪コミセン	194,149	8,802	185,347	
子どもの家	10,851	0	10,851	
委託料	5,321,351	5,011,391	309,960	
松浪コミセン	4,992,418	4,682,458	309,960	
清掃委託	2,264,914	2,112,917	151,997	株)サガノ2,441,850円
警備委託	589,416	585,515	3,901	総合警備保障(株)ガードシステム @¥32,400+巡回警備@¥16,718
総警リース	84,360	84,360	0	総警リース(株) 60ヶ月契約 @¥7,030
消防設備保守点検	72,360	34,560	37,800	平和防災(株) 年2回保守点検 4月・10月
防火対象物点検	43,200	0	43,200	平和防災(株) 年1回点検 4月
空調設備保守点検	972,000	972,000	0	淡島空調(株)年2回エアコン54ヶ所・ロスナイ22ヶ所
電気保守点検	285,120	349,920	-64,800	新倉電気管理事務所 月次点検 @¥23,760・年次点検@¥64,800
昇降機保守点検	551,448	413,586	137,862	フジテック(株)24時間遠隔監視・ 定期点検 @¥45,954
自動ドア保守点検	129,600	129,600	0	株)神奈川ナブコ 年4回点検 月10,800円
子どもの家	328,933	328,933	0	
賃借料	812,064	810,941	1,123	
印刷機・紙折り機	496,368	496,368	0	日通商事(株)60ヶ月契約@¥41,364
コピー機	269,560	269,568	-8	株)サガミヤ NS HCNBLリース @¥22,464
掃除用具	46,136	45,005	1,131	
サニクリーン東京	46,136	45,005	1,131	マット・モップ@¥3,844
使用料	24,770	0	24,770	
NHK受信料	24,770	0	24,770	
コミカフェ運営経費	1,253,143	1,253,143	0	コミカフェ開設諸費用
コミカフェ支出経費	5,587,000	4,632,670	954,330	コミカフェ仕入・消耗品費・什器 備品費・ボランティア賃金他費用
雑費	30,000	242,695	-212,695	新聞購読料@¥6,964・ピアノ運 送・ピアノ調律3回・振込手数料・ 無線機登録料金
予備費	230,393	230,393	0	
【支出合計】	26,533,000	26,398,136	134,864	
当期収支差額	-269,878	-269,878		

決算書

平成28年 4月 6日

1ページ

平成27年度

コミュニティカフェ

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

(単位：円)

収入の部	予算額(A)	決算額(B)	予算差異(A-B)	摘要
前年度繰越金	89,285	89,285	0	
売上	5,587,000	4,632,670	954,330	
コミカフェ運営費	1,253,143	1,253,143	0	
【収入合計】	6,929,428	5,975,098	954,330	
支出の部	予算額(A)	決算額(B)	予算差異(A-B)	摘要
仕入	0	2,000,913	-2,000,913	
消耗品費	0	234,408	-234,408	
什器・備品費	0	866,277	-866,277	
荷造運賃	0	26,479	-26,479	
ボランティア賞金	0	2,725,100	-2,725,100	
雑費	0	121,921	-121,921	
【支出合計】	0	5,975,098	-5,975,098	
当期収支差額	6,929,428	0		

平成28年4月9日

監査の結果、適正且つ正確に処理されていることを証明いたします。

監査 前田 裕 (印)

監査 菊池 志津子 (印)

平成27年度 子どもの家なみっこ 指定管理業務決算報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

収入の部	決算額	説明
委託金	2,986,000	
上半期委託金	1,493,000	茅ヶ崎市より4月2日入金
下半期委託金	1,493,000	茅ヶ崎市より10月5日入金
収入合計	2,986,000	

支出の部	決算額	説明
人件費	2,408,560	事務職員5名分、
法定福利費	7,226	
雇用保険料	0	
労災保険料	7,226	平成26年度3月分
施設賠償責任保険	1,751	火災保険33,050円
消耗品費	99,769	
光熱水費	139,761	
LPGガス	3,000	
電気料金	126,761	
水道料金	10,000	
修繕費	0	
委託料	328,933	清掃委託・警備委託・総警リース・消防設備保守点検・防火対象物点検 空調設備保守点検・電気保守点検・昇降機保守点検・自動ドア保守点検
	2,986,000	

平成27年度 松浪コミュニティセンター 指定管理業務決算報告

平成27年度 子どもの家なみっこ 指定管理業務決算報告

平成28年5月11日

監査の結果、適正且つ正確に処理されている事を証明いたします。

監査 前田 積

監査 菊池 志津子



平成28年5月11日

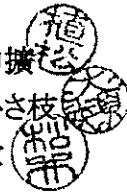
以上の通り報告いたします。

松浪地区まちぢから協議会

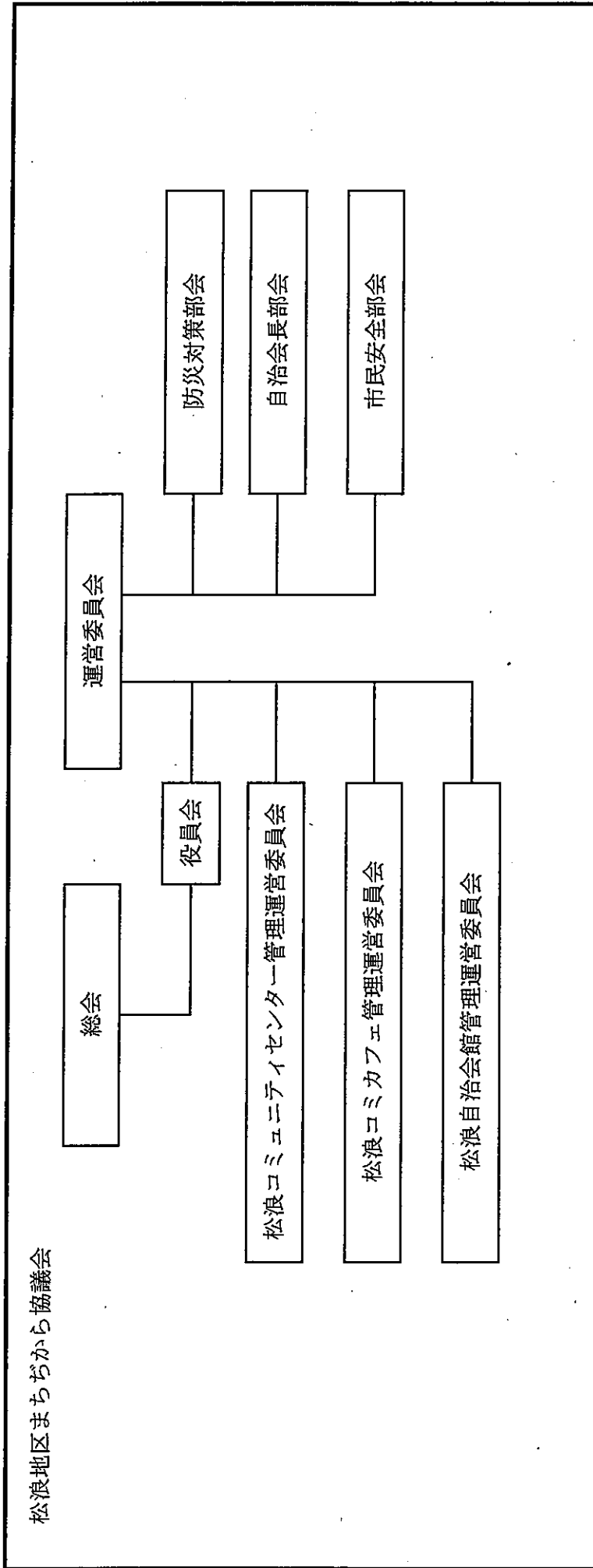
会長 植松 伸擴

会計 大類 ひさ枝

会計 松井 教

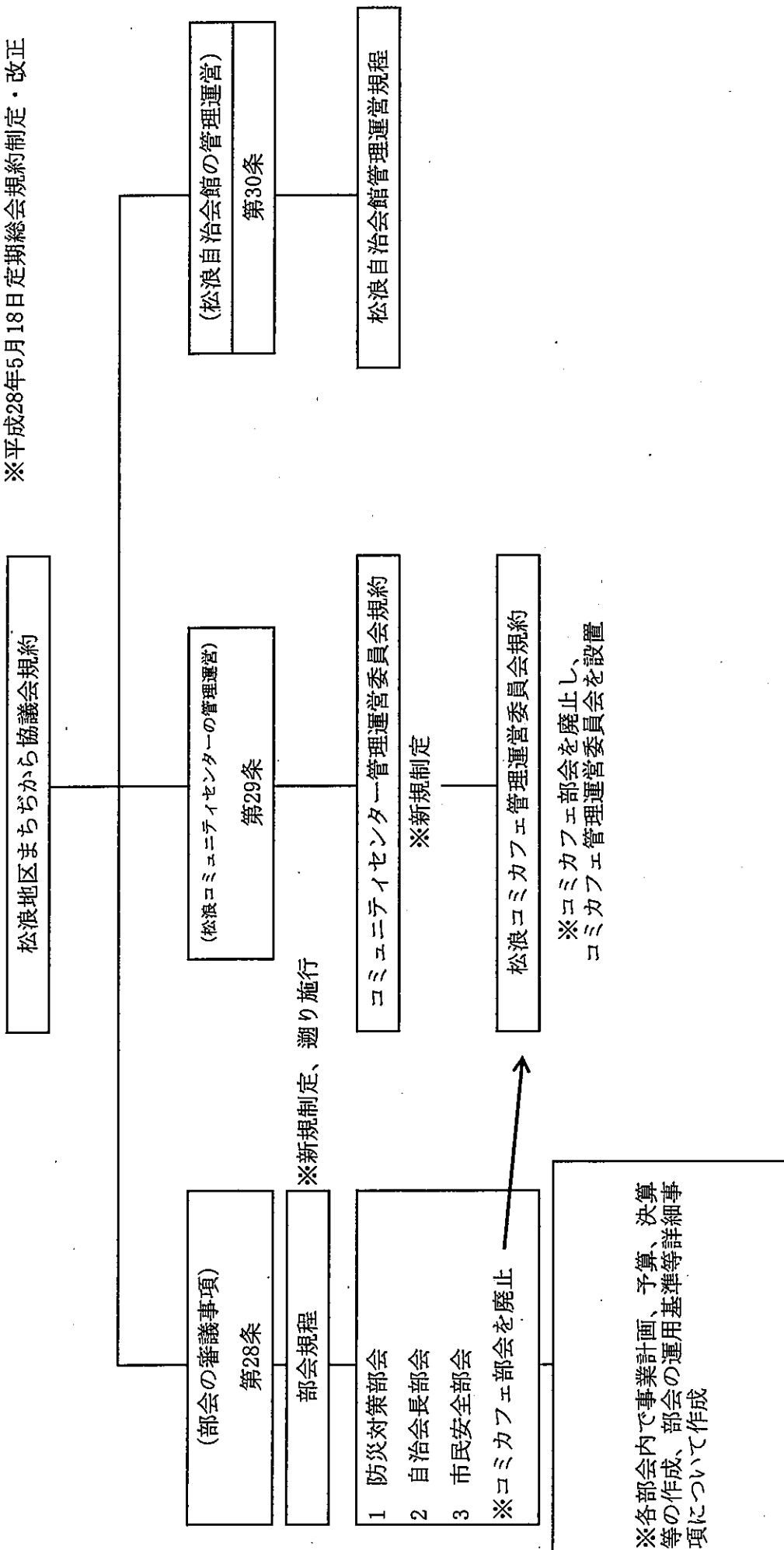


松浪地区まちぢから協議会組織図



松浪地区まちぢから協議会規約等の体系図

※平成28年5月18日 定期総会規約制定・改正



松浪地区まちぢから協議会規約の一部を改正 新旧対照表 (案)

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。</p> <p>2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。</p> <p>3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、<u>地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p><u>(6)松浪自治会館の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。</p> <p>2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。</p> <p>3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>(中略)</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 監事 4名</p>	<p>(中略)</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 監事 2名</p>
<p>(中略)</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) <u>まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項</u></p> <p>(2) <u>まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項</u></p> <p>(3) <u>まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項</u></p> <p>(4)～(6)略</p> <p>(7)<u>松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項</u></p> <p>(8)<u>松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項</u></p> <p>(9)<u>松浪コミュニティセンターの役員の選任及び解任に関する事項</u></p> <p>(10)<u>松浪自治会館の予算及び決算に関する事項</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) _____ 事業計画及び事業報告に関する事項</p> <p>(2) _____ 予算及び決算に関する事項</p> <p>(3) _____ 役員、準委員の選任及び解任に関する事項</p> <p>(4)～(6)略</p>
<p>(中略)</p> <p>(運営委員会の議決事項)</p> <p>第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項</u></p> <p>(6) <u>松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(運営委員会の議決事項)</p> <p>第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>(7) 略</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(9) 略</p> <p>(中略)</p> <p>(部会の審議事項)</p> <p>第 28 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。</p> <p><u>2 部会名及び所掌する事項は別に定める。</u></p> <p>(松浪コミュニティセンターの管理運営)</p> <p><u>第 29 条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。</u></p> <p><u>2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。</u></p> <p>(松浪自治会館の管理運営)</p> <p><u>第 30 条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。</u></p> <p><u>2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(必要事項)</p> <p>第 36 条 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(8) 略</p> <p>(中略)</p> <p>(部会の審議事項)</p> <p>第 28 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 29 条 略</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(必要事項)</p> <p>第 34 条 略</p>

松浪地区まちぢから協議会規約（案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

（区域）

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

（目的）

第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとおふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関する事。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関する事。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表

- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 地区老人クラブ連合会の代表
 - (5) 地域包括支援センターさざなみの代表
 - (6) 地区体育振興会の代表
 - (7) 地区スポーツ少年団の代表
 - (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (11) 汐見台小学校PTAの代表
 - (12) 緑が浜小学校PGTの代表
 - (13) 松浪小学校PTAの代表
 - (14) 松浪中学校PTAの代表
 - (15) 松浪学区子ども会連合会の代表
 - (16) 食生活改善推進団体の代表
 - (17) 地区の環境指導員の代表
- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
 - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 4名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は、事務局を総括する。
- 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

- 2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示

して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項
- (3) まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約等の制定及び改正に関する事項
- (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項
- (9) 松浪コミュニティセンターの役員を選任及び解任に関する事項
- (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。
- 3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員(監事を除く)をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
 - (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
 - (3) 各部会が協議した事業に関する事項
 - (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
 - (5) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
 - (6) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
 - (7) 総会に付議すべき事項
 - (8) 総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (9) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (10) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (部会の構成)

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長は、委員とする。
 - 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
 - 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）
- (部会長及び副部会長の職務)

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。
 - 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- (部会長及び副部会長の任期)

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

(部会の審議事項)

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

(松浪コミュニティセンターの管理運営)

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第36条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。



松浪地区まちぢから協議会 部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松浪地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松浪地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会について）

第2条 松浪地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策部会
- (2) 自治会長部会
- (3) 市民安全部会

（部会の所掌する事項等について）

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとし、事業計画及びその他必要な事項については、各部会において定めることとする。

(1) 防災対策部会

- ア 防災・減災対策の推進に関すること。
- イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。
- エ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(2) 自治会長部会

- ア 自治会相互の連絡調整に関すること。
- イ 行政からの伝達事項及び依頼事項に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(3) 市民安全部会

- ア 安心・安全な街づくりの推進に関すること。
- イ 交通安全・地域犯罪等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

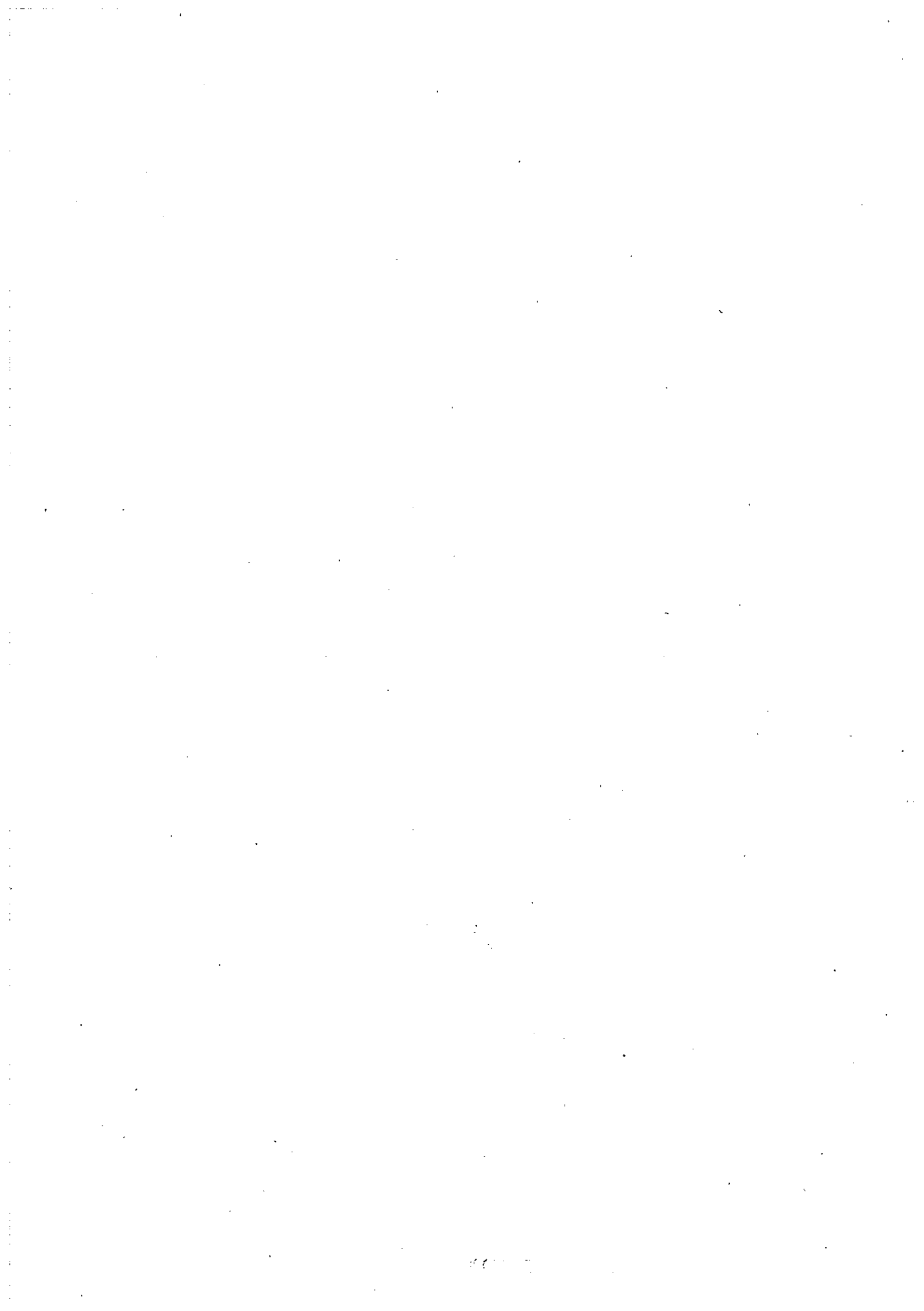
この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 平成26年9月17日に設置されたコミュニティカフェ部会は廃止する。



松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、松浪コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務所を松浪コミュニティセンターに置く。

（目的）

第2条 本会は、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子供の集う場を提供し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成する事を目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関すること。
- (2) 松浪コミカフェの管理運営に関すること。
- (3) その他、前条の目的の達成に必要な事業の実施に関すること。

（構成員）

第4条 本会の構成員は、松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の委員と協議会が雇用する事務職員及び松浪コミカフェ管理運営委員とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長（協議会会長が務める） 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計（協議会会計が務める） 1名
- (4) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

（役員任期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（役員職務）

第7条 委員長は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順位によりその職務を代理する。

3 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

4 常任委員は、必要に応じて広報、事業の運営に当たる。

（会計監査）

第8条 会計監査は、協議会監事が行い、その結果を協議会の総会で報告する。

（会議）

第9条 本会の会議は、役員会、コミセン連絡会とする。

2 役員会は、委員長が招集し、管理運営における重要事項に関する事項、松浪コミュニティセンターの事業計画及び報告、収支予算及び決算などを建議する。

3 コミセン連絡会は、委員長又は館長が招集し、役員及び全事務員で構成し、日常的に起こる事案の解決を図る。

(事務局等)

第10条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に館長及び事務職員を置く。

3 館長は、本会の副委員長があたり、松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの日常業務全般を統括する。

4 事務職員は、日常業務の他、広報、事業の業務を分担する。

(松浪コミカフェ管理運営委員会)

第11条 松浪コミカフェ管理運営委員会の委員長は、本会の副委員長があたり、コミュニティカフェの管理運営等について、必要な事項は別に定める。

(事業及び会計年度)

第12条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、市からの委託金及びその他の収入をもってあてる。

(必要事項)

第14条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

松浪コミカフェ管理運営委員会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、松浪コミカフェ管理運営委員会（以下「コミカフェ委員会」という。）と称し、事務所を松浪コミュニティセンターに置く。

（目的）

第2条 本会は、市民の居場所・生きがいづくりの場を提供し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成する事を目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 松浪コミカフェの管理運営等に関する事。
- (2) その他、前条の目的の達成に必要な事業の実施に関する事。

（構成員）

第4条 本会の構成員は、松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の委員と松浪地区に在住し、コミカフェ委員会で承認された会員とする。

（組織）

第5条 本会に次の組織を置く。

- (1) 役員会
- (2) 運営班
- (3) 広報班
- (4) メニュー班
- (5) 調理班
- (6) デザート班

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長（協議会委員が務める） 1名
- (2) 副委員長（協議会委員が務める） 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

（役員任期）

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

（役員職務）

第8条 委員長は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(会計監査)

第9条 会計監査は、協議会監事が行い、その結果を協議会の総会で報告する。

(会議)

第10条 本会の会議は、役員会、定例会、班会とする。

- 2 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、管理運営における重要事項の決定に関する事項、コミカフェ委員会の事業計画及び報告、収支予算及び決算などを建議する。
- 3 定例会は、委員長が招集し、役員及び全会員で構成し、日常的に起こる事案の解決を図る。
- 4 班会は、班長が招集し、班員で構成し、各班に委ねられた事案の解決を図る。

(会員の解任)

第11条 会員が本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、定例会の議決により解任することができる。

(事業及び会計年度)

第12条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(必要事項)

第13条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

松浪自治会館管理運営規程（案）

1. 本館は、松浪地区まちぢから協議会が所有し、松浪地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和のために使用する。
2. 本館の管理運営は、松浪地区まちぢから協議会の中に設ける運営委員会において運営する。

運営委員会は、次の委員により構成し必要に応じて開催する。

松浪地区まちぢから協議会会長、松浪地区まちぢから協議会会計、浜竹一丁目自治会長、浜竹二丁目自治会長、出口町自治会長、松浪自治会館管理者（松浪地区まちぢから協議会より委任された者）、松浪地区まちぢから協議会が必要として任命された者

3. 運営委員会の権限

運営委員会は会館運営の監督権及び決定権を有す。

但し、重要事項については松浪地区まちぢから協議会運営委員会に諮るものとする。

4. 本館の維持費と経費は使用料（使用負担金）をもって当てる。

5. 本会の会計

- 1) 本館の会費は、単年度会計とし、収支決算は松浪地区まちぢから協議会の会計監査により監査を受け、松浪地区まちぢから協議会の総会で承認を受ける。

- 2) 松浪自治会館管理者には管理費を、また会計には役務費を支払う。

- 3) 浜竹一丁目自治会長、浜竹二丁目自治会長、出口町自治会長の持ち回りにより会計を担当する。

6. 本館の使用

- 1) 本館の使用優先順位は次の通りとする。

- イ. 茅ヶ崎市が公共事業に使用する場合

- ロ. 松浪地区まちぢから協議会（松浪地区社会福祉協議会及び松浪地区体育振興会を含む）及び松浪地区の各自治会の行事に使用する場合

- ハ. 松浪地区内の居住者のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場合

- ニ. 松浪地区以外の居住者のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場合

- ホ. 各種教室、サークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場合

- ヘ. 営利を目的とする商売その他

- 2) 本館の使用を申請する者は申請書に必要事項を記入して使用申請をする。

- 3) 使用申請の受付は使用日の1ヶ月前の初日（休、祝日の場合は次の日）か

ら前日までの9時から17時迄で競合する場合は、話し合いまたは抽選による。但し1)イ、ロに関しては事前予約を認める。

7. 本館の使用区分は午前、午後、夜間とし大会議室と2階会議室の使用料(使用負担金)は次の通りとする。
 - 1) 松浪地区まちぢから協議会及び各自治会が使用する場⋯それぞれ700円
 - 2) 松浪地区内の居住者のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場⋯
但し、ボランティア活動の場合は1)を適用する。
平日、それぞれ800円、休祝日、それぞれ1000円
 - 3) 松浪地区以外の居住者のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場⋯
それぞれ1200円
 - 4) 各種教室、サークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場⋯
それぞれ1500円
 - 5) 営利を目的とする商売その他⋯半日6000円、全日10000円
 - 6) 1階小会議室⋯それぞれ500円(営利目的には貸し出さない)
8. 本館の使用者は使用許可書を受け取り、利用終了時にチェックリストに従ってガス、水道、電気などの器具のスイッチが切りになっている事を確認し施錠をして鍵と一緒に管理者に返す事とする。

- 附則
1. 使用料は申請時に支払うものとする。但し使用申請者の都合によりキャンセルする場合は14日前までとし、その後使用料の払い戻しはしない。
 2. 本規定の改定は松浪地区まちぢから協議会運営委員会の承認を受ける。
 3. 改定 平成23年6月15日、即日発行
平成28年5月18日

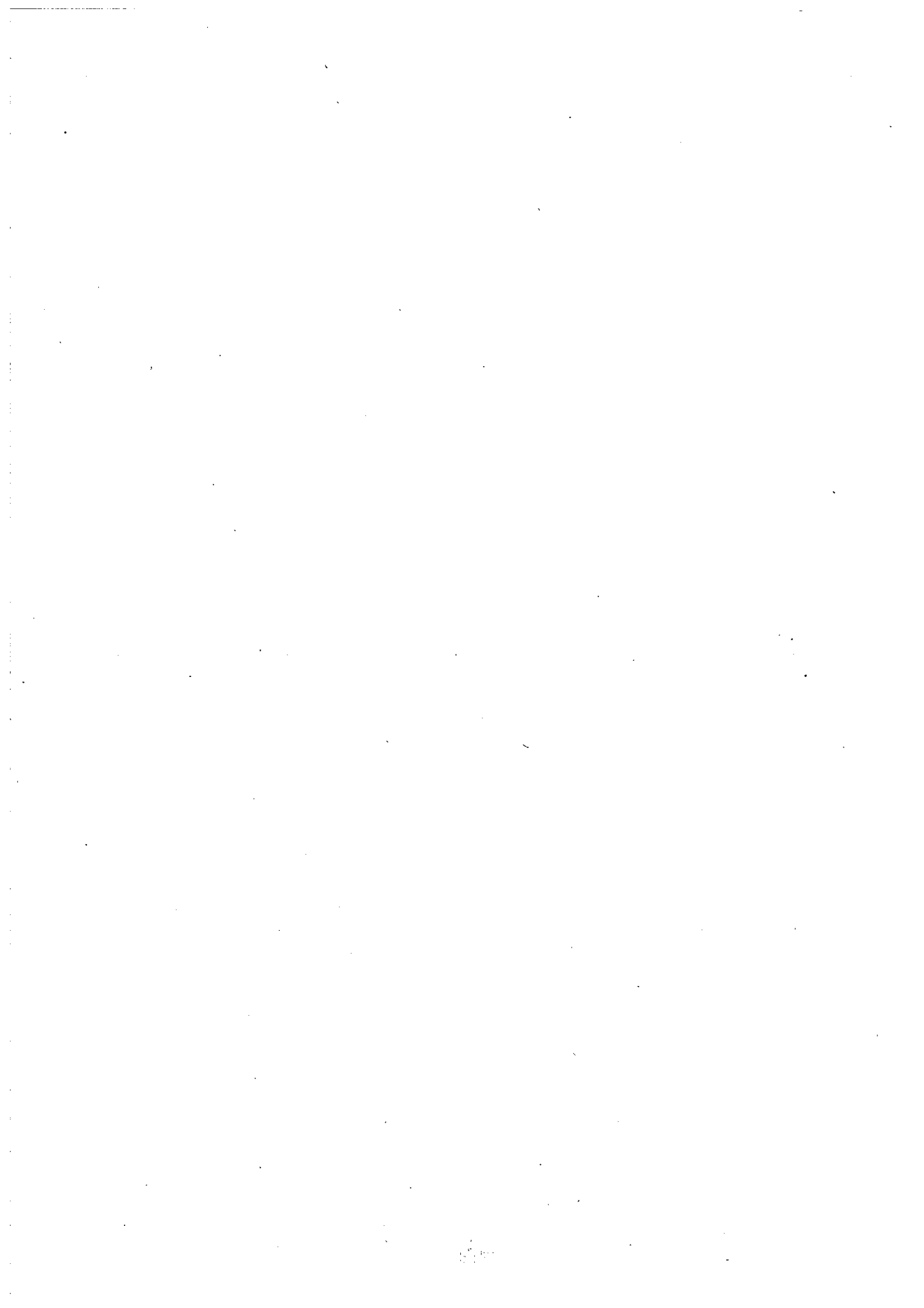
(別表)

松浪自治会館使用料金表

[単位 円]

使用者区分		使用場所	午前		午後		夜間	
			9時～12時		13時～17時		18時～21時	
1	松浪地区まちぢから協議会 および各自治会が使用する 場合	1階大会議室	700		700		700	
		1階小会議室	500		500		500	
		2階 会議室	700		700		700	
				*1		*1		*1
2	松浪地区内の居住者のサー クル、クラブや個人等が営 利目的以外に使用	1階大会議室	1,000	800	1,000	800	1,000	800
		1階小会議室	500	500	500	500	500	500
		2階 会議室	1,000	800	1,000	800	1,000	800
3	松浪地区以外の居住人の サークル、クラブや個人等 が営利目的以外に使用	1階大会議室	1,200		1,200		1,200	
		1階小会議室	500		500		500	
		2階 会議室	1,200		1,200		1,200	
4	各種教室、サークル、クラ ブや個人等が営利目的以外 に使用	1階大会議室	1,500		1,500		1,500	
		1階小会議室	500		500		500	
		2階 会議室	1,500		1,500		1,500	
5	営利を目的とする商売 その他	1階大会議室	半日 6,000		全日 10,000			
		1階小会議室	——		——			
		2階 会議室	半日 6,000		全日 10,000			

*1：子供会、老人会、婦人会、体育振興会関連各種教室及びボランティア活動に適用



松浪地区まちぢから協議会公募委員・推薦委員について
(松浪地区まちぢから協議会規約第5条関係)

1. 公募委員について

(1) 概要

ア 募集期間

平成28年4月1日～4月30日

イ 応募者数

4名(男性1名、女性3名)

ウ 結果

一次書類選考により4名不合格

2. 推薦委員について

別紙推薦書のとおり

推薦書

平成28年 5月 9日

松浪地区まちぢから協議会会長 様

松浪地区まちぢから協議会規約第5条第2項第2号に基づき、次の者を推薦します。

1. 被推薦者

氏名	住所
植松 伸擴	浜竹1-5-68

※地区内に活動の拠点をもっている被推薦者は、次の必要事項を記入してください。

活動の拠点となる名称	活動の拠点となる所在地

2. 推薦者

	団体	氏名		団体	氏名
1	松浪小学校区青少年育成協議会	櫻井 武一	5	松浪小学校区青少年育成協議会	中東 京子
2	ひばり館自治会	北村 嘉秀	6		印
3	汐貝館自治会	松井 毅	7		印
4	緑の松小学校区青少年育成協議会	小野江 啓人	8		印

3. 推薦理由

松浪地区まちぢから協議会は発足から大きな変革を行ってきました。新たな地域づくりを行っていくなかで、松浪コミセンのオープンに伴い指定管理を請け負うなど、地域が担わなければならない事業は増すばかりです。しかしながら、地域における人材育成・人材発掘は、その展開を埋めるにはまだまだ不十分です。また、協議会の委員は、出身母体によって任期があるため、否応なしに委員から降りなくてはならず、安定した協議会運営に支障をきたす可能性も否めません。被推薦者は、松浪地区まちぢから協議会発足時に際し中心的な役割を担い、発足後も会長という重責を十分に果たしてこられました。その経験とお力を今少し協議会運営にお借りしたく思いここに推薦します。

※規約第5条第2項第2号（抜粋）

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

平成28年度 松浪地区まちぢから協議会役員選任
(松浪地区まちぢから協議会規約第10条、第16条関係)

役職名	人数	氏名	
会長	1		
副会長	2	小野江 達人	
会計	2	松井 教	
書記	2	牧島 達夫	
監事	4	前田 積	

松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員選任
(松浪地区まちぢから協議会規約第16条関係)

役職名	人数	氏名	
委員長	1		
副委員長	2		
会計	1		
常任委員	2		

※委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長、会計を務める。

松浪地区まちぢから協議会 平成28年度事業計画書(案)

○事業計画方針

・課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題を把握行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

・課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて部会の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

・広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知を行うために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

・人材発掘

部会を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

○事業等の計画

※なお、下記事業の詳細に関しては運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所
8月20日(土)・21日(日)	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
9月10日(土) 13時30分～	市民集会	松浪コミュニティセンター
11月13日(日)9時～	地区防災訓練	松浪小・中学校
1月14日(土)17時～	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター

・規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議、決定する。

○会議の予定

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会(適宜)	
通年	運営委員会(適宜)	

※なお、役員会、運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

平成28年度 松浪地区まちぢから協議会関係行事予定一覧

総会・運営委員会 (第3水曜日9:30~12:00 松浪コミュニティセンター)

5月18日(水)	総会・第1回運営委員会	11月16日(水)	第7回運営委員会
6月15日(水)	第2回運営委員会	12月21日(水)	第8回運営委員会
7月20日(水)	第3回運営委員会	1月18日(水)	第9回運営委員会
8月17日(水)	第4回運営委員会	2月15日(水)	第10回運営委員会
9月21日(水)	第5回運営委員会	3月15日(水)	第11回運営委員会
10月19日(水)	第6回運営委員会		

*まちぢから連絡協議会…定例会 毎月第2水曜日

主催及び関連行事等

期 日	行 事	場 所	時 間	主催等
8/20(土)・ 21(日)	盆踊り大会	松浪小	-	体振
	盆踊り大会・模擬店		-	
9月10日(土)	市民集会	松浪コミュニティセンター	13:30	○
10月16(日)	福祉ふれあいまつり	松浪小	-	社協
11月13日(日)	地区防災訓練	各小中学校	14:00	○
1月14日(土)	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター	11:00	○
2月中旬(未定)	ふれあいネットワーク交流会	松浪コミュニティセンター	13:00	社協

○は主催(共催)事業

松浪朝市 (第1・第3日曜日 ※1 8:00~9:00)

4月 3・17	7月 3・17	10月 2・16	1月 15 ※1
5月 1・15	8月 7・21	11月 6・20	2月 5・19
6月 5・19	9月 4・18	12月 4・18	3月 5・19

※1 1月は、年末年始の関係から第3日曜日のみ

海岸清掃 美化 クリーンキャンペーン

- ・5月29日(日) [雨の時 6月5日(日)]
- ・7月31日(日) [雨の時 中止]

役員会 (原則第2水曜日9:30~12:00 松浪コミュニティセンター)

4月13日(水)	第1回役員会	10月12日(水)	第7回役員会
5月11日(水)	第2回役員会	11月9日(水)	第8回役員会
6月8日(水)	第3回役員会	12月14日(水)	第9回役員会
7月13日(水)	第4回役員会	1月11日(水)	第10回役員会
8月10日(水)	第5回役員会	2月8日(水)	第11回役員会
9月14日(水)	第6回役員会	3月8日(水)	第12回役員会

部会

開催日時	会議	その他
通年	防災対策部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	自治会長部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	市民安全部会	詳細は、部会における事業計画に基づく

平成28年度 松浪地区まちから協議会 予算

平成28年4月1日～平成29年3月31日 (単位:円)

収 入		支 出		摘要
項目	昨年度決算	予算	昨年度決算	予算
繰越金	308,432	345,326	46,710	60,000
現金	210,251	2,738	3,881	20,000
普通預金	98,181	342,588	1,272,781	1,280,000
補助金	484,080	440,000	16,528	20,000
地区自治会連合会等	100,000	100,000	82,998	20,000
地区防災訓練	240,000	240,000	10,067	20,000
地域コミュニティ活動	100,000	100,000	451,794	450,000
団体設置運営費			64,545	30,000
県くらし安全交通課	44,080		11,148	40,000
分 担 金	364,720	364,600	650	0
雑 収 入	752,924	600,000	102,311	100,000
盆踊り模擬店売上高	632,894	600,000	532,740	600,000
朝市懇親会	70,000		77,180	77,180
松浪コミセンより研修費	50,000		51,120	51,120
県土木事務より過払い金	30		10,710	10,710
受取利息	172	172	15,350	15,350
			23,000	30,000
			10,000	150,000
			0	40,000
			0	10,000
			30,000	40,000
			1,296	10,000
			0	32,918
合 計	1,910,328	1,750,098	1,464,848	1,750,098

盆踊り模擬店準備金 725,051円

平成28年5月10日

以上の通り報告いたします。

松浪地区まちから協議会



会長 植松 大類
 会計 松井 教

副会長 植松 大類
 会計 松井 教

幹事 植松 大類
 幹事 松井 教

監事 植松 大類
 監事 松井 教

平成28年度 イベント企画

作成日 2016/2/2

作成 イベント係チーム

月	内 容	会 場	備 考
4月	<なし>		
5月	将棋&囲碁開放	ホール1,2全面	将棋、囲碁サークルに協力して頂き、ゲームを楽しむ
6月	サークル発表会	1Fリースペース	サークルの紹介を兼ねて、活動の発表をする(1,2団体程度)
7月	子ども卓球開放	ホール1,2全面	卓球サークルに協力して頂き、夏休み前に子ども達に開放する
8月	<なし>		
9月	サークル発表会	1Fリースペース	サークルの紹介を兼ねて、活動の発表をする(1,2団体程度)
10月	<なし>		
11月	<なし>		
12月	クリスマスコンサート	1Fリースペース	クリスマスにちなんだ、演奏会(合唱や楽器演奏)
1月	ニューイヤークンサート	1Fリースペース	ニューイヤークンサート、華やかな演奏会
2月	<なし>		
3月	将棋&囲碁開放	ホール1,2全面	将棋、囲碁サークルに協力して頂き、ゲームを楽しむ

H27年度のイベント「歌の集い」については、「歌を楽しむ会」がH28年度より松浪一丁目自治会イベントとして活動されることになりまして、企画からは外しました。

講師の新井さんからも、「歌を楽しむ会」を軌道に乗せるまで「歌の集い」は休止したいとの要望がありました。

平成28年度 子どもの家なみっこ 自主事業計画書

実施時期	事業名等	内容(参加見込み人数、総経費、参加費等の目安)
4月26日 11:00~11:20	「開き読みの会」	「松浪小学校開き読みの会」に協力を依頼 15名の参加者を見込む
5月31日 11:00~11:20	「開き読みの会」	「松浪小学校開き読みの会」に協力を依頼 15名の参加者を見込む
6月28日 11:00~11:20	「開き読みの会」	「松浪小学校開き読みの会」に協力を依頼 15名の参加者を見込む

平成28年度 松浪コミュニティセンター 管理業務収支予算書

(単位:円)

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
委託金	16,893,000	茅ヶ崎市より
コミュニティカフェ売上	4,632,670	ランチ、コーヒー、ジュース等による売り上げ
雑入	432,140	印刷機、ピアノ、カラオケ、コピー機等利用料金
	621,072	松浪コミセン費用負担按分戻り金
計	22,578,882	

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
人件費	4,854,630	(4月～6月、10月～3月) 開館日数 306日 (7月～9月) 開館日数 78日
	228,420	有給休暇
管理者手当	720,000	松浪地区まちぢから協議会役員9名代償
法定福利費	43,206	コミュニティセンター人件費×雇用保険料率 0.85%
	15,249	コミュニティセンター人件費×労災保険料率 0.3%
施設賠償責任保険	40,429	あいおいニッセイ同和損害保険
運営活動費	200,000	コミュニティセンター施設連絡会関連経費、会議費、印刷費
自主事業費	520,000	コミセンまつり等の自主事業
システム予約トナー代	80,000	施設予約システム用プリンターインク
消耗品費	1,838,568	印刷機トナー代、文房具等日用品
光熱水費	2,560,000	LPGガス、電気料金、水道料金
通信運搬費	426,000	電話代、カラオケ通信料28,620×12ヶ月
修繕料	160,000	
委託料	4,949,775	警備委託、清掃委託、消防設備保守点検委託、防火対象物 点検委託、空調設備保守点検委託、電気保守点検委託 昇降機保守点検委託、自動ドア保守点検委託
賃借料	852,000	コピー機22,464×12ヶ月、印刷機41,364×12ヶ月、掃除用具
使用料	22,935	NHK受信料
コミュニティカフェ運営経費	4,632,670	材料費、運営活動費
雑費	235,000	振込手数料、新聞購読料、ピアノ調律料金等
予備費	200,000	
計	22,578,882	

平成28年度 子どもの家なみっこ 管理業務収支予算書

(単位：千円)

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
委託金	3,384,000	茅ヶ崎市より
雑入		
計	3,384,000	

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
人件費	2,444,940	(4月～6月、10月～3月) 開館日数 306日 (7月～9月) 開館日数 日
	152,280	有給休暇
法定福利費	22,076	子どもの家人件費×雇用保険料率 0.85%
	7,792	子どもの家人件費×労災保険料率 0.3%
施設賠償責任保	1,751	
消耗品費	310,068	文房具等
光熱水費	129,409	
修繕料	11,116	
委託料	304,568	警備委託、清掃委託、消防設備保守点検委託、 防火対象物点検委託、空調設備保守点検委託、 電気保守点検委託、昇降機保守点検委託、 自動ドア保守点検委託、
計	3,384,000	